

表2 学士（口腔保健学）の修得に必要な授業科目の区分と単位

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40単位以上）	
	【A群（講義・演習科目）】（16単位以上） ○口腔保健衛生学概論に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○口腔疾患予防学に関する科目 ○口腔保健指導に関する科目 ○歯科診療補助に関する科目 【B群（実習科目）】（16単位以上） ○口腔保健衛生学概論に関する実習科目	左のA群の5区分にわたること
	関連科目（4単位以上）	
	◇医学・歯学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇看護学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目	

<専門科目の例>

【A群（講義・演習科目）】（16単位以上）

- 口腔保健衛生学概論に関する科目
口腔保健衛生学概論（歯科衛生士概論），医療倫理学など
- 臨床歯科医学に関する科目
保存修復学，歯内療法学，歯周療法学，歯科補綴学，小児歯科学，矯正歯科学，口腔外科学，歯科麻酔学，歯科放射線学，高齢者歯科学，障害者歯科学など
- 口腔疾患予防学に関する科目
口腔疾患予防学，歯科予防処置論，口腔保健管理学，口腔健康統計学など
- 口腔保健指導に関する科目
口腔保健教育学，口腔保健カウンセリング論，学校歯科保健教育論，栄養学，栄養指導論など
- 歯科診療補助に関する科目
歯科診療補助論，臨床口腔保健衛生基礎学，歯科看護学，感染予防学，チーム歯科医療学，臨床検査学，歯科理工学，先端臨床歯科学（口腔外科手術補助，インプラント診療補助，歯周病再生療法補助など），摂食・嚥下リハビリテーション学など

【B群（実習科目）】（16単位以上）

- 口腔保健衛生学概論に関する実習科目
歯科衛生臨床実習，口腔保健衛生学臨床・臨地実習，地域口腔保健衛生臨地実習など

口腔保健学）」の専攻分野が新設されることになった。

【新設される「学士（口腔保健学）」】

I. 求められる知識と技術

NIAD-UEでは，新設される「学士（口腔保健学）」について下記のように述べている。

「口腔保健衛生学とは，生涯にわたって口腔，顎，顔面領域の健康を維持・増進，また機能の回復を図り，人々の健康を支援するための理論や知識，技術に関する学問領域である。口腔保健学にとって保健・医療・福祉の専門分野の理論，知識，

技術は関連深く，これらを修める必要がある。」⁴⁾

NIAD-UEが指摘するように，口腔保健学は，単に口腔，顎，顔面領域の健康保持・増進を図るものではない。口腔，顎，顔面領域からの全身へのアプローチ，全身から口腔，顎，顔面領域へのアプローチという全身医学として口腔保健から全身の調和を目指す新しい歯科医学の知識と技術が求められている。また，高齢社会のわが国において，介護現場や高齢者に対する口腔ケアなどには，歯科医学だけでなく，保健・医療・福祉の知識と技術が必要となる。そのため，新設される「学士（口腔保健学）」は，広い知識と技術を必要とする

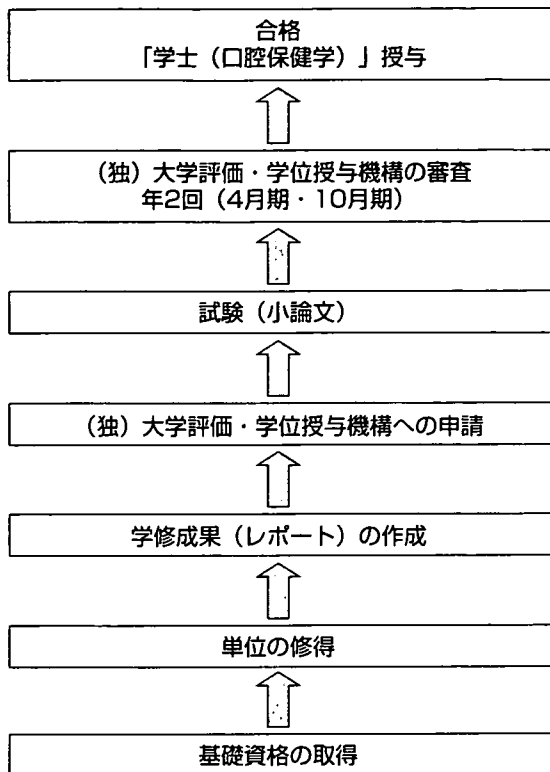


図2 学位取得の過程

学位とされているのである。

Ⅱ. 修得すべき専門科目と関連科目の単位

「学士(口腔保健学)」の学位取得は、修得すべき専門科目と関連科目の単位がNIAD-UEにより決められている。現在のところ表2に示す区分とされている⁴⁾。

【「学士(口腔保健学)」の取得手順】

NIAD-UEを利用して、「学士(口腔保健学)」の学位を取得するには、図2に示す過程を踏むことになる。

I. 基礎資格

NIAD-UEを利用して、学士の学位を取得するためには、基礎資格を有していなければならない。基礎資格とは、下記の資格を有する者を指し、この基礎資格を有していない者は、NIAD-UEを利用して学位を申請することはできない⁵⁾。

1. 短期大学を卒業した者。
2. 高等専門学校を卒業した者。
3. 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者。
4. 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学

校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することのできる者(専修学校を修了した者)。この資格には次の両要件を満たす者が該当する。

- 1) 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の課程を修了した者であること。
- 2) 学校教育法第56条に規定する(高等学校卒業等の)大学入学資格を有する者であること。
5. 旧国立工業教員養成所を卒業した者。
6. 旧国立養護教諭養成所を卒業した者。
7. 外国で14年以上の学校教育の課程を修了した者。

なお、基礎資格を有し、大学院に在籍している者は学位の申請を利用することができるが、現在、大学学士課程に在籍している者(科目等履修生は除く)は、当該大学で学士の学位の取得(卒業)を目指していることから学位の申請はできない。

Ⅱ. 単位の修得

単位の修得には、大学および大学院(通信制を含む)で修得した単位(科目等履修生として取得した単位、大学専攻科で取得した単位を含む)、短期大学や高等専門学校の専攻科のうちNIAD-UEが認定した専攻科(認定専攻科)の単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を積み立てることにより修得することができる。ただし、修得する単位は、「学士(口腔保健学)」を取得するために必要な科目の単位(表2)でなければならない。

Ⅲ. 学修成果(レポート)の作成

学位の申請には、学修成果としてレポートを作成することが求められる。この場合、申請する学位が「学士(口腔保健学)」であるため、この専門分野に即した具体的なテーマを設定する必要がある。

Ⅳ. NIAD-UEでの試験と審査

NIAD-UEでの試験は、提出した学修成果(レポート)の内容に関連した事項について、小論文形式での試験が行われる。そして、修得単位、学修成果および小論文試験の審査が行われ、学士としての水準に達していると認められる場合に合格となり、当該学位が授与される。

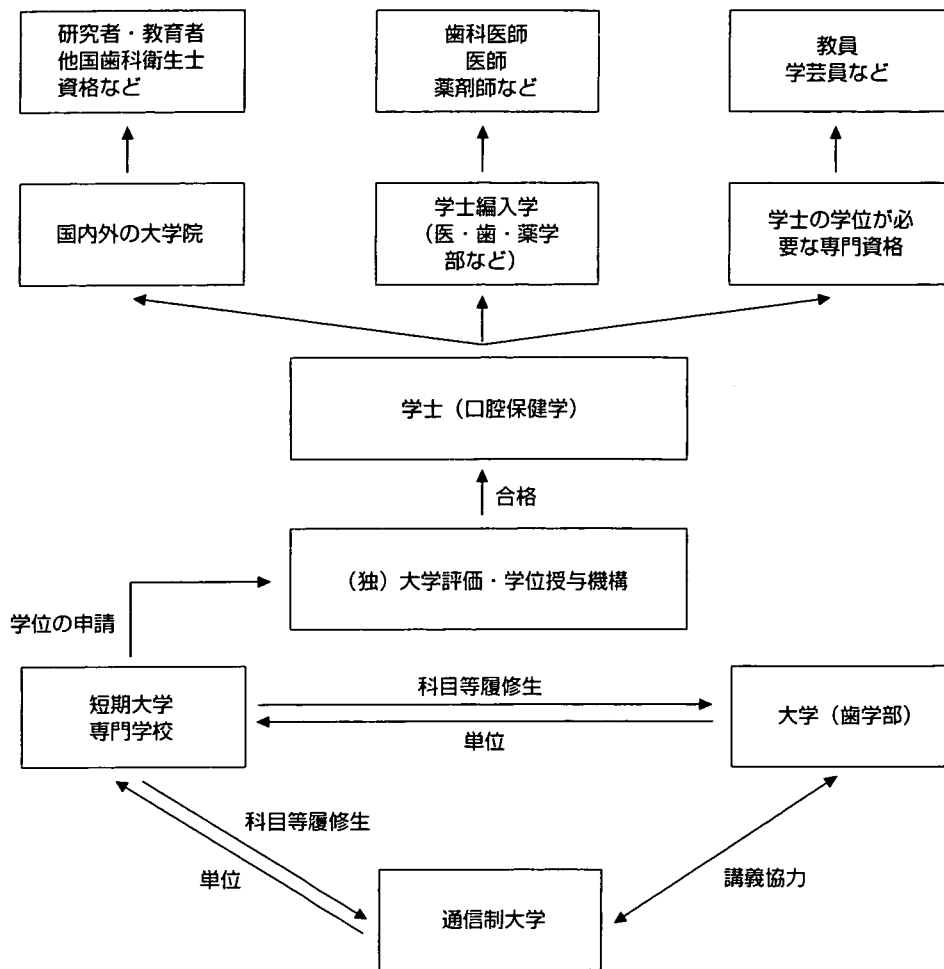


図3 学士（口腔保健学）の取得とその後のキャリアアップ例

【「学士（口腔保健学）」の意義と取得支援】

I. 「学士（口腔保健学）」の意義

従来からもNIAD-UEで、他分野の学士の学位を取得して、国内外への大学院進学や学士編入学を行うことができた。だが、今回、NIAD-UEが「学士（口腔保健学）」の学位を新設した背景には、現在、大学学士課程で歯科衛生士養成課程が設けられ、2008年3月には口腔保健学分野の学士の学位を持つ歯科衛生士が誕生することが考えられる。また、専門学校修了者や短期大学卒業者が自らの専門とする口腔保健学の学士の学位を取得することにより、国内外への大学院進学や学士編入学などへの道を開くことができる。このように、多くの歯科衛生士学校生および歯科衛生士が学術的な向上を図ることは、口腔保健学の構築と充実および国民の公衆衛生への貢献に寄与することが期待される（図3）。以上の点から、自らの専門とする「学士（口腔保健学）」の学位が存在する

ことは意義のあるものと考えられる。

II. 「学士（口腔保健学）」の取得支援

次に、学士の学位を取得するためには教育機関、特に大学の支援が不可欠である。これは、NIAD-UEを利用して学士の学位を得るためには前述した所定の単位を修得しなくてはならず、短期大学や高等専門学校の専攻科だけでは必要な単位を修得することが困難なためである。そのため、大学は、口腔保健学の関連科目を開設して、科目等履修生の受け入れを行ったり、通信制大学と提携して、単位を修得させるカリキュラムなどを構築すべきであろう。また、歯学部を有する大学も同様の措置を行い、歯学部内で蓄えた高度な学術的資源を多くの歯科衛生士学校生および歯科衛生士に教授するべきであろう。つまり、歯学部は単に歯科医師養成の場としてではなく、口腔保健学を志す多くの人材を受け入れ、育成する場として機能すべきであろう。

一方、短期大学および専門学校は、単に歯科衛生士養成という職業養成機関だけではなく、口腔保健学の研究者や他学問領域と口腔保健学を融合させて新たな学問の創成に寄与する人材育成の場であるとの自覚を持つ必要がある。これには、大学との連携が必要であり、短期大学および専門学校在学中に大学の科目履修生として登録しながら単位を修得することができる柔軟なカリキュラムや短期大学卒業後に大学学士課程に編入学できる指導カリキュラムを構築するべきであろう。

また、現在、歯科医師、歯科医院過剰と言われている中で、今後、歯科衛生士の高い就職率とその養成機関への入学希望者数が維持されとは限らない。全国に150校以上⁶⁾ある歯科衛生士養成機関の淘汰の時代が訪れるかもしれない。そのようにならないために、柔軟かつ多様性のあるカリキュラムを構築することが重要な課題になる。その一つの対応として、前述した大学と連携したカリキュラムの構築が考えられる。

以上の「学士（口腔保健学）」の意義を重視して、高等教育機関の学位取得支援が構築されることにより、多くの歯科衛生士学校生および歯科衛生士のキャリアアップの推進につながる多様な道を見出せることができると考えられる。

【おわりに】

「学士（口腔保健学）」という新たな学位が設置されたことにより、より多くの歯科衛生士学校生および歯科衛生士がキャリアアップのために学位を取得して、口腔保健学の構築と充実に参加し、国民の公衆衛生の向上に寄与することが期待される。さらに、高等教育機関や医療現場においては、歯科衛生士学校生や臨床現場で活躍している歯科衛生士がキャリアアップできる環境を整備することが求められる。

【補 足】

本稿を記すにあたりNIAD-UEの公開資料を参考にした。公開資料は2007年度版であり、2008年度以降変更される可能性がある。実際の学位申請に際しては申請書類を熟読した上で、申請することを強く希望するものである。学位申請の関係資料は、NIAD-UEのホームページ（<http://www.niad.ac.jp/index.html>）で公開されているので参考にして頂きたい。

なお本稿は、平成19年度厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業）「歯科医療における院内感染対策の評価指標の開発と有効性の検証」（H19-医療-一般-007）の関連研究として記載するものである。

【文献】

- 1) 文部科学省生涯学習政策生涯局学習推進課専修学校教育振興室：修了者が専門士と称することができる専修学校専門課程の一覧（2007年2月告示現在）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_a1.htm）。
- 2) 文部科学省生涯学習政策生涯局学習推進課専修学校教育振興室：修了者が高度専門士と称することができる専修学校専門課程の一覧（2007年2月告示現在）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_a1.htm）。
- 3) (独) 大学評価・学位授与機構：新しい学士への途 学位授与申請案内（平成19年度版）：8, 2007.
- 4) (独) 大学評価・学位授与機構：専攻の区分「口腔保健衛生学」の新設について：1, 2007.
- 5) (独) 大学評価・学位授与機構：新しい学士への途 学位授与申請案内（平成19年度版）：4, 2007.
- 6) 全国歯科衛生士教育協議会（http://www.kokuhoken.or.jp/zen-eiky/files/list/index_list.htm）：2007. 7. 25.

著者への連絡先：

佐藤法仁

〒700-8525 岡山市鹿田町2-5-1

岡山大学歯学部棟5階 岡山大学大学院

医歯薬学総合研究科 口腔微生物学分野

TEL：086-235-6657 FAX：086-235-6659

E-mail：Norito_Satoh@hotmail.com